

各府省における内部手続の見直し事例<会計関係>

別添3

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
1	見積書（現物、押印）	予算決算及び会計令第99条の6において、随意契約による場合に見積書を徴求することを規定。なお、上記以外の見積書については会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、当該文書において、 ①「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる。 ②事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担当当局は①の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認のうえメモ（手書き等）を残す。 の2点を満たすことで、認めることとする。 ・現時点で押印を求めている。 ・既に郵送による提出を認めている。（随意契約以外について） 今後は、押印を省略した見積書のeメールによる提出も認める。 ・既にメール・郵送での対応をしており、対面を求めている。 なお、紙原本は、後日提出としている（独法）
2	請求書（現物、押印）	民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に規定されているものではない。	財務省 ・押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、当該文書において、 ①「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる。 ②事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担当当局は①の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認のうえメモ（手書き等）を残す。 の2点を満たすことで、認めることとする。 ・現時点で押印を求めている。 ・既に郵送による提出を認めている。今後は、押印省略した請求書のeメールによる提出も認める。 ・メール等での提出を認め、後日原本の提出を依頼している。 ・電子ファイル（PDF形式等）による提出のみとする。（独法）
3	契約書（現物）	電子契約書によることも可能	財務省 ・政府電子調達システム（GEPS）を利用した場合、電子契約書の作成とするよう見直しを行う予定 ・①従来通り、代理人に対する包括的な委任をする委任状を提出することで、代理人の印による押印での契約締結を認める。 ②入札公告及び入札説明書において「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」を利用する場合は電子契約が可能となり電子契約の利用促進を図る。
4	納品物の検査（押印） ※給付の完了の検査（検査調査）関係	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・入札案件については、政府電子調達システムを活用すれば、押印は不要。なお、入札以外の案件（少額随意契約等）は、事業者からの申し出により、政府電子調達システムを活用する場合、押印は不要。 ・検査調査への押印は内規で定めているため、押印省略した調査のeメールによる提出を認める方向で規定改正を検討予定
5	納品物の検査	予算決算及び会計令第101条の4において契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なう旨を規定。	財務省 ・書面による手続は、職員が出動する際に求めることとし、それまではリモートPC等を介したメール等の手段で事務を遂行 ・機器検査のための来訪を一時取りやめ、写真による現状確認に変更 ・電子ファイル（PDF形式等）による提出のみとする。（独法）
6	完了報告書	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・押印を求めている。
7	請負業務の監督といった現場立会い	予決令101条の3において立会い、指示その他の適切な方法によつて行なう旨を規定。	財務省 ・テレワーク等で監督者が不在の場合は、他の職員の補助を得て写真、映像等による、遠隔での監督を可能とする。
8	委託業務の日報管理（押印）	—	— ・電子決裁による対応を検討。（独法）
9	検査の補助者任免簿の会計課提出（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・補助者の任免は任免簿を用いていないが、内規により文書をもって行うものとしているため、押印省略する方向で規定改正を検討予定。 ・「補助者任免簿」は当省にはない。他方、補助者の任免手続きとしては、契約担当官等の補助者として「検査職員発令」と「監督職員発令」依頼があり、従来、発令依頼書は紙ベースでの提出で課室長のサインが必要であったところ、今後はメールでの提出を可とし、メール宛先CCに主管課室長を入れることで、サインは不要とする。
10	検査の補助者任免簿の会計課提出（現物）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・メールによる提出を可としている。
11	入札関係手続き（入札書・委任状など）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・電子入札の場合は押印不要。現在、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。 ・独法に対する電子入札の導入。（独法）
12	企画競争申込書等提出書類（社印押印等省略）	—	— ・以前よりPDF書類でのウェブ提出としているが、書類オリジナルにおける社印押印を省略可能とする（6月1日の公示回より導入予定）。（独法）
13	外部委託に係る基準について（外部委託に係る要件チェックリスト）（押印）	—	— ・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。（独法）
14	旅費支給のための証拠書類原本の受け渡し（現物）	・精算決裁手続きにおいて、旅行者から電子メールで提出された電子画像（スマホの写真等）の添付でも構わない（原本の事後提出は必要）	財務省 ・旅費等内部管理システム（SEABIS）を活用することで、証拠書類（写）を電子決裁に添付し、現物は事後提出とすることによりテレワーク環境下においても旅費の支給手続きを進めることができるようにしている。

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
15	諸謝金や委員手当支払い時の確認書（押印）	確認書の内容が明らかではないが、国の内部で確認のために各省独自で作成される書面については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に直接規定されているものではない。	財務省 ・旅費及び謝金・諸手当システムを用いて事務を行っており、支出官事務規程第5条に定める支出を決定する書面については同システムにおいて作成していることから、押印を要せずに事務を行っている。 ・一般的に確認書の提出は求めている。 ・個人への支払い時においてはそもそも確認書は取っていない。他方、企業への支払い時に際しては押印の確認書を求めているところ、今後は押印を求めない方向で調整している。 ・諸謝金、委員手当の支払の際に確認書の提出は求めている（独法）
16	委員の債主登録依頼票	委員の債主登録依頼票の内容が明らかではないが、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に直接規定されているものではない。	財務省 ・各部署担当者が委員の本人確認、マイナンバーの真正性の確保及びデータ受領する場合は誤送信や情報漏洩のリスク対応を確実にを行うことを条件に、押印の省略を検討。
17	招聘経費の支払書類	—	— 招聘経費の支払書類への部門長印の押印省略について見直しを行う予定。（独法）
18	経費伺いの決裁一式の会計課提出（現物）	国の内部での書面の提出方法については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に規定されているものではない。	財務省 ・電子決裁のため従前より提出を求めている。
19	立替払の事前申請	—	— ・立替払に係る事前申請について、在宅勤務者（研究所職員に限る）が1回につき10万円未満の金額を立て替える場合は事前申請は不要。立替払の事前申請を要する場合でも、担当係へ必要事項をメール本文で連絡すれば良いこととし、押印を省略。（独法）
20	搬出入届（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・今までも押印を求めている。 ・既に事業者からの必要事項（工事内容、車両番号、対応する者の氏名等）についてのみ電話による聴取、メール連絡で対応。（独法）
21	作業（工事）届（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・今でも押印を求めている（外部から押印付資料を受領することはある）。 ・書面による申請をオンライン化し、押印も不要。
22	飲料水注文書（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・決裁写し等（経費伺い）の提出をもって、押印を求めないこととし、係内の決裁についてもメールでの共有・確認に代え、PDF形式（編集不可処理済）にて部局に返却することとした。 ・押印無し、メールでの連絡で対応可（独法）
23	債権発生通知書	債権発生通知書は、国の債権の管理等に關する法律及び国の債権の管理等に關する法律施行令に規定されているが、その様式（押印を含む。）については、規定されているものではない。	財務省 ・当省の行政文書取扱規則第15条に基づき、公印又は契約の省略を検討。
24	事業主への各種負担金に係る書類関係（押印）	請求書については前述のとおり。その他の書面については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に規定されているものではない。	財務省 ・会計課への毎月の負担金の請求書への法人の公印を不要とする。 ・支出依頼書への担当係長の認め印を不要とする。 ・負担金の交付決定通知書への公印を不要とする。
25	印刷受渡書	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・押印を求めないことにした。
26	物品払出書（押印）	物品管理法、物品管理法施行令及び物品管理法施行規則に規定されているものではない。	財務省 ・押印を省略の上、eメールでの提出とした（見直し済）。 ・物品払出書の提出は求めている。（独法）
27	物品一時使用申込書（共用会議室において使用する物品の使用申込手続）	—	— ・職員からデータによる提出を可能としている（押印不要）。
28	使用許可申請書・使用許可書（庁舎等の目的外使用に係る申請・許可手続）	—	— ・申請者からの書面提出（押印必要）としている。押印不要に向けて訓令改正を検討中であり、改正後は、職員からデータによる提出を可能とする。
29	物品販売等許可申請書・物品販売等許可書（庁舎等における物品の移動販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為に係る申請・許可手続）	—	— ・申請者からの書面提出（押印必要）としている。押印不要に向けて訓令改正を検討中であり、改正後は、職員からデータによる提出を可能とする。
30	図書購入（押印）	—	— ・電子決裁による対応を検討（独法）
31	講堂放送設備使用申込書	—	— ・職員からデータによる提出を可能としている（押印不要）
32	国家公務員有料宿舎の金額表（押印、現物）	—	— ・電子ファイルのメールによる提出（予定）（独法）
33	国家公務員有料宿舎の貸与・退去届（押印、現物）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。「宿舎貸与申請書」は「宿舎の貸与に関する取扱いについて」通達に定められている様式に押印不要とされている。「宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届」は宿舎の貸与に関する取扱いについて通達に基づき定められている様式に押印の欄があるが省略可能となるよう検討する。	財務省 ・電子ファイルのメールによる提出（予定）（独法）
34	国家公務員有料宿舎の過誤納金に関する届（押印、現物）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。	財務省 ・電子ファイルのメールによる提出（予定）。（独法）
35	国家公務員有料宿舎の単身赴任届（現物）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。	財務省 ・電子ファイルのメールによる提出（予定）。（独法）
36	宿舎入居希望調書（押印）・宿舎入替希望調書（押印）・再入居申請書（押印）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。	財務省 ・押印、書面提出が難しい場合はメールでの提出を認めている。電子での提出でも支障はないと考えられることから、今後はメールでの提出とする予定である。

整理 番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
37	計算証明規則による会計検査院への会計残高試算表等の提出（押印）	計算証明規則に基づき独立行政法人が提出する会計残高試算表の記載内容については、同規則で規定しているものではない(同規則では、会計検査院への提出に当たっての押印についても規定していない。)。なお、当該会計残高試算表は、独立行政法人等の内部規程等で定めているものであり、これの提出を受けているところ。	会計検査院	・公印取扱規程に基づき公印省略にて内部決裁を得た上で提出している（ 独法 ）
38	内部会計監査（対面）	—	—	組織内部の会計監査について、対面での業務が困難な事情が生じた場合に備えて、書面調査をメインとし、必要に応じて質問事項の送付、電話でのヒアリングなどの手法による会計監査の手法を検討する。

各府省における内部手続の見直し事例<人事関係>

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
1	出勤簿（押印）	出勤簿については従来より必ずしも押印が必要なものではなかったが、その趣旨を明らかにするため、平成31年給実第1253号により職員が定時までに出勤したことを証するために必要な記録を適宜の方法で自ら行うものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。	人事院 ・内閣人事局が構築している勤務管理時間システム（仮称）に依ることを検討している。 ・既に電子化対応済み（独法）
2	休暇簿（押印）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。 （独立行政法人は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の適用対象外）	人事院 ・内閣人事局が構築している勤務管理時間システム（仮称）に依ることを検討している。 ・既に電子化対応済み（独法）
3	休暇簿（年次休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
4	休暇簿（病欠休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
5	休暇簿（特別休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
6	休暇簿（介護休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
7	休暇簿（介護時間用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
8	非常勤職員の出勤簿・休暇簿	（出勤簿） 非常勤職員の給与の取扱いは常勤職員との権衡によるものとされており、出勤簿についても、従来より必ずしも押印が必要なものではなかったが、その趣旨を明らかにするため、平成31年給実第1253号により職員が定時までに出勤したことを証するために必要な記録を適宜の方法で自ら行うものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。 （休暇簿） 非常勤職員の休暇の請求等の手続については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとされており、常勤職員の休暇簿については、平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・内閣人事局が構築している勤務管理時間システム（仮称）に依ることを検討している。
9	非常勤職員の通勤届（押印）	非常勤職員の給与の取扱いは常勤職員との権衡を考慮するものとされており、常勤職員の例に倣い、当該届出が本人の意思に基づくものであることを証明できる方法による場合には押印を省略することは可能。 独立行政法人は給与法及び人事院規則は適用されないため、人事院での回答は不可能。	人事院 ・緊急事態宣言を踏まえた暫定措置として、正式な届出（押印あり）がなくても、メール等により届出事由を庶務担当者に申し出ること、その日に届出があったものと整理し、届出遅延等の本人への不利益を回避している。 ※ ただし、後日出勤した際には届出が必要であり、正式な届出がなされ、認定されるまで手当は支給されない。 ・今後、制度官庁の見解を踏まえながら、押印を省略する方向で検討。 ・常勤職員の場合において、人事院に問い合わせたところ、「本人から提出されたことが確認できるのであれば、押印は省略しても差し支えない」と回答をもらっており、押印がなくても本人から提出されたことが確認できるため、押印を省略しても問題はないとしている。非常勤職員の場合は、常勤職員に準じて取り扱うこととしているため、常勤職員同様に、押印を省略しても問題はないとしている。 ・独自の人事・給与システムで申請。（独法）
10	勤務時間報告書（押印）	平成31年給実第1253号により勤務時間報告書が正確かつ適法であることを確認した旨を示すものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
11	振替等通知簿	—	— ・通知を改正し、押印を廃止。
12	代休日指定簿	平成31年改正により「本人印」を「本人の確認」としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
13	代休指定	—	—	イントラネット上で処理が完了できることを可能にしている。
14	週休日の振替手続	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
15	超過勤務等命令簿	昭和28給実甲65により、各庁の長又はその委任を受けた者の押印は必要であり、省略は不可（各庁の長又はその委任を受けた者以外の者の押印は不要）	人事院	各庁の長又はその委任を受けた者以外の者の押印については、通知を改正し、押印を廃止
16	超過代休時間指定簿	平成31年改正により「本人印」を「本人の確認」としており、法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。 ・イントラネット上で処理が完了できることを可能にしている。
17	特別時間外勤務命令届出書（押印、現物）	—	—	・内容確認した証拠を残すため、指定の様式にてメール送付。（独法）
18	外勤命令簿	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
19	欠勤届（押印）	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
20	病欠休職者の診断書・承諾書の受け渡し（現物、押印）	・同意の様式については特段定められておらず、本人の同意の意思を明確に確認する必要があるが、その方法として、根拠規定上押印を義務としているものではない。 同意を徴することは、不利益がないことを担保するものであることから、職員本人から当該同意がなされた（提出された）ものであれば郵送等による提出も可能と解する。 ・分限手続において、診断結果に基づくこととなっているものの、原本でなければならないと規定されているのではなく、診断の内容が把握でき、当該診断内容により任命権者の判断に支障がないのであれば、原本によることも、写しによることも可能と考える。そのため、郵送等による提出も可能と解する。	人事院	・紙原本を後日提出として、診断書の画像データや押印なしの同意書を仮で提出することも可能としている。 ・郵送による提出も可としている。 ・勤怠管理システムにて、医師の診断書を添付して管理者に申請し、承認を受ける。（独法）
21	ボランティア活動計画書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
22	自己啓発等休業承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止。
23	配偶者同行休業請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止。
24	研究休職に係る、大学側からの依頼文書及び各府省側からの回答	—	—	・当事者双方合意の上の様式で行われていることから、相手方の了承を得た上で押印を廃止予定。
25	フレックスタイムの申告・割振簿（押印）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院	・申告・割振簿については、押印を求めない様式を措置済。 ・押印を不要とし、メールによる提出等を可能とする見直しを行っている。 ・イントラネット上での申告・割振り可能にしている。 ・既に電子化対応済み。（独法）
26	勤務時間の特別割振り願	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
27	勤務時間変更願	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
28	申告割振り簿	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
29	勤務時間変更管理簿（月分）	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
30	勤務時間変更管理簿（朝型勤務用）	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
31	状況届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
32	状況変更届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
33	勤務シフト届出・出勤予定表届出	—	—	・各部で取りまとめし、所属長等をccに入れた上でメールにて人事担当課に提出した場合、押印省略。（独法）
34	テレワーク勤務時の申請等	—	—	・個々の職員の申請の有無にかかわらず所属長等において職員に対してテレワーク勤務を命ずる場合にあつては、当面の間、様式による職員からの申請等を不要とすることとした。 ・内部規程の改正により、押印を不要とし、電子申請とする。 ・所属長による承認印を省略可とする様式を措置済。
35	育児休業等の申請書（押印）	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・押印を不要とし、メールによる提出を可能とする見直しを実施予定。 ・従前から押印不要としている。（独法）
36	育児休業承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止。 ・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
37	育児休業等計画書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
38	養育状況変更届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
39	育児短時間勤務承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
40	育児時間承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
41	要介護者の状態等申出書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
42	長期介護休暇申請書	—	—	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
43	短期介護休暇申請書	—	—	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
44	早出遅出勤勤務請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
45	早出遅出勤勤務の請求に係る公務の運営の支障の有無についての通知	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
46	早出遅出勤勤務期間中における公務の運営の支障が生じたことについての通知	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
47	障害の特性等に応じた早出遅出勤勤務申請書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
48	障害の特性等に応じた早出遅出勤勤務通知書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
49	障害の特性等に応じた早出遅出勤勤務変更通知書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
50	障害の特性等に応じた早出遅出勤勤務取消通知書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
51	障害の特性等に応じた早出遅出勤勤務に係る状況変更届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
52	修学等のための早出遅出勤勤務通知書等（押印）	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止予定。
53	深夜勤務制限請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
54	超過勤務制限請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
55	修学状況変更届	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
56	妊娠中における職務専念義務の免除承認願	人事院規則10—7第5条に定められた健康診査等に伴う職務専念義務の免除のことを指しているものと考えられるが、法令上、この請求及び承認の手続については休暇の例によるものとしており様式は定めていない。また、休暇簿は、「本人印」等を「本人の確認」等としているため、法令上は押印不要となっている。	人事院	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
57	休憩時間変更事由申出書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
58	休憩時間変更事由届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
59	出生予定届	—	—	・内部規定の改正により押印の省略及び押印後の書面の提出のとりやめ。 ・電子ファイルで提出されている。
60	各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）に関する届出	人給システムにより届出を行った場合（職員から提出された文書等に基づき人事給与担当者が人給システムに入力を行った場合を含む。）には押印は不要であるほか、当該届出が本人の意思に基づくものであることを証明できる方法による場合には押印を省略することは可能。	人事院	・人給システムの届出申請機能を用いている。 ・添付書類について、根拠を持たない押印の廃止及び書面での提出を電子媒体でも認めることとした。 ・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。 ・電子申請・決裁を導入済み。（独法）
61	住所等届/住所等変更届 ※職員が採用・転居の際の人事課への届出通勤手当。住居手当に係る手続のために提出するものとは別	—	—	① 規程・様式を改訂し、押印及び書面の提出を不要とする又は ② 手続そのものを廃止職員が採用・転居の際の人事課への届出を検討。
62	通勤確認書	—	—	・内部通知を改正し、押印を廃止予定。
63	通勤手当の事後確認における運転免許証確認報告書	—	—	・内部通知を改正し、様式を廃止予定。
64	運賃変更届	—	—	・内部通知を改正し、様式を廃止予定。
65	国庫金振込請求書及び国家公務員給与振込明細表の部局内での確認作業（押印）	—	—	電子的手段により、予算係長による書面での確認・押印を不要とする。
66	税金の控除（扶養、保険料、配偶者、住宅借入金）に関する申告（押印）	年末調整手続における各種控除申告書には、国税通則法124条により押印を求めることとなっている。ただし、所得税法第198条第2項により所轄税務署長に承認を受けた上で電子的に提出することが可能となっており、その場合は所得税法第198条第4項及び所得税施行規則第76条の2第2項により、押印は不要である。	財務省	・郵送等にて提出することも可能としている。押印省略については、国税庁が年末調整手続の電子化（「年調ソフト」）を進めており、同手続等に依ることを検討している。 ・保険料、配偶者の控除申告書は、電子提出により押印省略している。 ・現在、所得税法に定められている電磁的提出を検討しており、右実施により書式への押印は廃止する見込み。 ・電子化済み。（独法）
67	非常勤職員の勤労手当に相当する給与評定書（押印）	—	—	・メールによるデータ送付が可能となるよう、押印を省略。
68	勤労手当上位区分調書（押印）	—	—	・メールによるデータ送付が可能となるよう、押印を省略。
69	退職手当計算書	—	—	慣行で行われていることから、押印を廃止予定
70	諸手当の届出内容を確認するために届出を求めている書類のうち、職員が押印を行うもの（申立書、定期券の領収書、ETCICカード利用履歴の写し、回数券の写し等への署名押印）	—	—	・慣行で行われていることから、押印を廃止予定。
71	特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿	昭和37年給実甲197により、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿については、押印は不要	人事院	・書面の簡素化を予定（現在は特殊勤務を行った日ごとに押印しているところ、当該手当は月単位の支給であることから月回の押印に簡素化）。
72	管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	平成3年給実甲688により、管理職員特別勤務実績簿については、各庁の長又はその委任を受けた者の押印は必要であり、省略は不可（各庁の長又はその委任を受けた者以外の者の押印は不要）。管理職員特別勤務手当整理簿については、押印は不要。	人事院	・慣行で行われていることから、押印を廃止予定（当該勤務の確認者（勤務時間管理員等）の氏名を記入する様式に変更）。
73	管理職員特別勤務手当整理簿（押印）	平成3年給実甲688により、管理職員特別勤務手当整理簿については、押印は不要。	人事院	
74	職員の給与の口座振込申出書（押印）	昭和28年給実甲第65号で示しているものは参考様式であり、押印省略は可能。また、人給システムを用いる場合は押印は不要。	人事院	・人給システムの届出申請機能を用いているため押印を求めている。 ただし、部局によって、従前から紙で対応しているところもあるため、原則として、紙原本は後日提出することとし、メールでの仮提出を認め手続を迅速に進めるという臨時的措置、あるいは人給申請に切り替えることにて対処している。 ・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。 ・電子化済み。（独法）
75	改姓届	—	—	①規程・様式を改訂し、押印及び書面の提出を不要とする又は、②給与や共済などから情報を展開してもらえば足りるので、手続そのものを廃止。
76	旧姓使用申出書/旧姓使用中止申出書	—	—	・内部規定を改正し、押印の省略及び押印後の書面の提出のとりやめ。 ・訓令改正が必要であるため、現在、押印の省略化に向けて検討中。 ・押印を不要とし、申出・中止に必要な書類を全て電子で提出するものとした。
77	旧姓使用通知書/旧姓使用中止通知書	—	—	・公印の押印省略及び申し出者に対する書面の交付のとりやめ（電子媒体を交付）。
78	指導区分通知書関係	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・指導区分通知等の紙媒体の書類は、パスワードを設定した上で電子媒体での送付は可能であることから、部長あての要事後措置通知書については、電子メールの送付に切り替えている。今後、以下の事案についても、電子メールへの切替えを検討する。 ・診療所から送付される指導区分決定等について、書面ではなく電子メールによる提出を認める。 ・本人あての指導区分決定通知書等について、書面ではなく電子メールによる提出を認める。
79	身分事項変更に関する届出（婚姻、本籍地変更、改姓、配偶者日本国籍取得届、配偶者現国籍離脱届、配偶者日本国籍取得届、配偶者外国籍取得届、離婚届、出生届家族死亡届、入学届、卒業届、退学届、養子縁組届）	—	—	所属長、申請者本人の押印省略できるかを今後検討する。 （府省独自の電子申請システムにおける届出を検討）
80	身上申告書の提出	—	—	・押印を不要としメールによる提出を可能とする見直しを行っている。
81	幹部職員への人事関係資料配付（例：内示資料）	—	—	・幹部職員に紙ベースで配付していたものをオンライン配付（メール配付）に順次変更。（独法）
82	人事異動通知書の交付	根拠規定上、郵送等の手段を禁止しているものではなく、郵送等による交付も可能である。	人事院	・（病休や育休の方等については）本人の希望により郵送でも対応している。

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
83	宣誓書	内閣官房で定める、職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）の様式上、押印は必要とされていない。	内閣人事局 国家公務員法（昭和四十一年政令第十四号）に基づき、署名のみで対応できるか検討。
84	欠格事項非該当宣誓書（押印）	外務公務員法に押印が規定されているものではない。	外務省 署名のみで対応できるか検討
85	人事記録履歴補正願	—	— ・通知を改正し、押印を廃止予定。 ・押印を不要とし、申出に必要な書類を全て電子で提出するものとした。
86	兼業申請の許可（局長押印）	国家公務員法第104条に基づく兼業許可においては、令和2年1月の内閣官房令の改正により、所轄庁の長の押印を不要としている。	内閣人事局 ・押印省略可能。 ・押印は省略を今後検討する。（ただし、公文書の文書番号取得が必要なものあり）
87	基準給与簿及び就労調書	平成31年給実甲第1253号により基準給与簿の記録計算が正確かつ適法であることを確認した旨を示すものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。なお、現時点では、給与簿に誤記した場合の訂正については押印を求めているところ。いずれの場合も、人給システムを用いる場合は押印は不要。 （注）就労調書は所管外。	人事院 ・担当者の押印を不要とする措置を講じた。
88	任期付職員の労働条件通知書及び同意書並びに誓約書	—	— ・押印（公印）の省略もしくは電子印の利用を検討。（独法）
89	人事関係の内申決裁の人事課・秘書課提出（現物）	—	— ・人事異動の上申は、公印省略（メールでの提出）を可としている。 ・過去、人事異動・昇格等の秘書課への上申については、各部署において紙決裁を行い秘書課へ対面して手渡していたところ、電子決裁の推進に伴い、各局から秘書課へ電子決裁終了後の起案用紙（いわゆる決裁箋）と関連資料をメールで提出することにより、上申があったものを取り扱う等の見直しを行っている。 ・事前提出の必要がある採用・任期更新等の同意書については、暫定的にメール等で任期更新等に同意する旨を記載してもらうことにより本人の意思表示があったものとして取り扱っている。なお、本人が出動した際には同意書原本の提出を求めている。
90	非常勤職員の採用等関係にかかる本人提出書類（押印・書面）	—	— ・押印の廃止、書面提出を電子化に検討予定。
91	辞令交付式	—	— ・辞令交付式の対象者を幹部職員に限定。人事担当者や異動対象者も、当日に在宅勤務が可能となるよう取組。
92	インターンシップに係る大学等と党書の締結及び実習生と交わす誓約書	—	— ・通知の改正を行うことで押印を廃止予定。
93	有識者委員の指名に係る承諾書の廃止	—	— ・直筆署名及び押印をお願いしていた承諾書について、慣例で有識者から提出してもらっていたので、直筆署名、押印による承諾書を廃止した。
94	幹部候補育成課程の対象者の選定	交付方法については各府省の実施規程によることとされており、各府省独自の判断で対応可能。	内閣人事局 ・紙媒体ではなく電子媒体を交付。
95	行政事務研修員の受講に係る地方公共団体からの申請手続き	—	— ・地方公共団体の判断で押印の省略は可能とする予定。
96	内閣総理大臣賞状の交付申請（文書受付）	—	— ・公印省略であれば電子での対応可能 【見直しの内容】 公印を押印してくる場合は、申請書類を持参、あるいは投げ込み・郵送で送付、電子で書類を提出し、公文のみ郵送等。 公印省略の場合は、電子で提出、郵送等。
97	内閣総理大臣賞状の交付申請に係る実績報告書	—	— ・公印省略であれば電子での対応可能 【見直しの内容】 公印を押印してくる場合は、申請書類を持参、あるいは投げ込み・郵送で送付、電子で書類を提出し、公文のみ郵送等。 公印省略の場合は、電子で提出、郵送等。
98	利害関係者との飲食届出書（押印）	様式は各府省において定められるものであり、各府省独自の判断で対応可能。	人事院 ・様式中の押印箇所を削除し、電子データのみでのやり取りを可能とする対応を予定
99	講演等に対する報酬受領承認申請書（押印）	様式は各府省において定められるものであり、各府省独自の判断で対応可能。	人事院 ・様式中の押印箇所を削除し、電子データのみでのやり取りを可能とする対応を予定
100	禁止行為等に係る相談照会書（押印）	—	— ・様式中の押印箇所を削除し、電子データのみでのやり取りを可能とする対応を予定
101	政策参与等任免の上申（書面）	—	— ・予定原稿を電子的に提出してもらい、手続を行う。原本は後日郵送等にて提出してもらう。
102	4月人事に関するヒアリング（対面）	—	— ・オンラインでのヒアリングを検討中。
103	定員要求に関するヒアリング（対面）	—	— ・部局に必要な資料を電子的に提出してもらい、メール等オンライン・電話で必要情報を収集。
104	勤労手当の成績区分決定に関するヒアリング（対面）	—	— ・部局に必要な資料を電子的に提出してもらい、メール等オンライン・電話で必要情報を収集。
105	早期退職の募集	早期退職の募集及び申請については従来より押印について法令上の規定はなく、電子的な手続きが可能である。	内閣人事局 ・電子掲示板で募集をし、電子ファイルで申請書を提出させている。
106	職員の割愛（書面） （地方自治体等の他機関との交流人事に際し当該機関との間で職員の異動を行うことを確認する文書（人事課長名））	—	— ・公文を電子的に提出。

各府省における内部手続の見直し事例<庶務関係>

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
1	海外渡航の承認（押印）	各府省等共通の様式等は定めていないため、各府省等の判断で押印を省略することは可能。	内閣人事局	・イントラネット上で処理が完結できることを可能にしている ・過去、海外渡航の承認申請書は本人の押印を必要としていたところ、押印を不要とし、メールによる提出を可能とする見直しを行っている
2	在職証明発行願	—	—	・様式を改訂し、押印を不要とした。
3	児童手当の申請書・請求書、現況届（押印）	押印の欄があるが、記入押印に代えて、署名とすることも可	内閣府	・児童手当制度の所管である内閣府の省令『児童手当法施行規則』において定められている様式に、押印の欄があるが、記入押印に代えて、署名することができることとされていることから、児童手当事務取扱要領を改正（記名押印に代えて、署名することができる。）した。
4	短期給付関係の申請書・請求書（押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・必ずしも押印を要しないものについて検討予定。
5	在外短期給付（家族、高額を含む）（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・押印の廃止は可能。
6	共済貸付金を臨時に弁済するとき申出（貸付金臨時弁済申出書）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・財務省が定めた各省統一の準則であるが、当該申出書様式については、各省独自に定めていることから、押印省略等の簡素化について検討する。
7	出産証明（国共済関係）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	職員からの提出が必要な出産証明について、携帯電話により撮影した写真のメール送付により手続を完了させ（受領時にウイルスチェックを実行）、後日原本の提出により対応した。（独法）
8	財形住宅資金の借り入れするときの申込（財形住宅資金貸付申込書）	—	—	・金銭貸借契約上において、住宅資金の借入申込を画面による本人の署名及び押印により真正に成立させる必要があるが、押印省略等の簡素化について検討する
9	身分証明書再発行申請書	—	—	・押印の省略及び押印後の画面の提出のとりやめ。
10	身分証明書発行申請書、身分証明書記載事項変更申請書及び身分証明書再発行願 【手続の内容】 職員がマイナンバーカードを利用した身分証明書の発行、記載事項変更又は紛失等による再発行を人事課に依頼する際の様式	—	—	・押印の省略及び押印後の画面の提出のとりやめ。
11	紙の身分証明書の交付・返却（現物）	—	—	・受付日を週1日に限定して、作業を実施している。 ・所内イントラネット等で交付対象者本人の在職が確認できる場合は、申請者印及び所属長等承認印を省略可としている。（独法）
12	査察官身分証の受領証（押印・対面・書面）	—	—	・受領証自体を廃止
13	駐輪・駐車の申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
14	建物の入館申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
15	非常勤職員用 入館許可証の発行・設定に関する申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
16	福利厚生事業	—	—	・法令の規定に基づかず当庁独自で行っている福利厚生事業（※）における手続について、押印原則及び書類提出方法の見直しを検討。 ※シッター制度、深夜勤務宿泊助成制度、各種助成制度等
17	個人型確定拠出年金の事業主証明書を発行する際に提出を求める「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書」（押印）	「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」及び「基礎年金番号等の提供に関する同意書」については、法令上署名・押印を求めている。ただし、「基礎年金番号等の提供に関する同意書」については、提出先の関係団体等と調整が必要。	厚生労働省	・本人の署名と押印を求めているが、任意の様式と思われるため必要性を精査の上見直しを検討。
18	療養費請求書（家族を含む）（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・押印の廃止は可能。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
19	高額療養費請求書（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続に責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を発出済。	財務省	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出とすることは可能。
20	限度額適用認定申請書（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続に責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を発出済。	財務省	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出とすることは可能。
21	ICレコーダー及びデジタルカメラの貸出状況の報告 【手続の内容】 内部規定では、ICレコーダー及びデジタルカメラを所有する課室は、他課室への貸出状況を記録し、定期的に課室情報セキュリティ責任者に報告することとされているが、毎年度末、貸出状況を記録した台帳（貸出台帳）を官房総務課長に報告する際、当該規定には記載されていないものの、貸出台帳に官房総務課長が押印していた（官房総務課長が押印していたのは、貸出状況を官房総務課が確認したことを証明するため。）。	—	—	・押印を廃止 【見直しの方法】 内部規定に基づかずに行っていたものであり、また、官房総務課長が報告を受けた貸出台帳の内容確認のため押印をしていたに過ぎないので、今後は押印しないこととし、現在は押印する関係で紙媒体の貸出台帳を官房総務課長に報告していたが、今後は電子決裁を起案して承認を得る。
22	支給外端末の利用申請（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請を可能とした。
23	組織支給以外の端末の利用について（押印）	—	—	・新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
24	貸出端末・貸出記録媒体利用許可申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請を可能とした。
25	備品等の管理換協議書及び引渡通知書に対する押印	—	—	・書面作成時に必要な物品管理官及び分任物品管理官の公印について、決裁取得時に押印省略についても承認してもらうことで、押印を省略し、かつ、電子メール上でやり取りする。
26	公用携帯電話の貸出（押印）	—	—	・押印省略した上で、電子化。 【見直しの方法】 用度係に対して電子上で提出させた申請書を、会計室長に転送し、内容に不備がない（必要性が認められる）場合には、その旨連絡してもらうこととする。
27	業務用 携帯電話貸出申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
28	公用iPad借用申請書（原本、課内決裁）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で可とする。
29	公用iPadアプリインストールメモ決裁（原本、課内決裁）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で可とする。
30	インマルサット装置借用書の提出（原本）	—	—	・原本提出を廃止し、メールでの提出で可とする。
31	テレビ会議システム利用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
32	電話会議機器借用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
33	プロジェクター借用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
34	USB周辺機器借用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
35	外部電磁的記録媒体または関連機器貸出申請（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
36	外部電磁的記録媒体または関連機器一時接続利用許可申請（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
37	モバイル端末／周辺機器の長期貸出に関する誓約書（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
38	貸出機器の年度末更新申請書（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
39	時間外空調申込書（押印）	—	—	・メールへの添付により（押印無し）で受け付け依頼中（ただし、コロナ禍での暫定措置）。（独法）
40	撮影・録音に係る許可申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
41	集中管理ファイルの閲覧及び借入 「鍵使用・集中管理ファイル借入申出書（兼返却確認書）」を作成し、①ファイルの使用者、②担当課室長、③官房総務課担当者がそれぞれ認印を押印する。	—	—	・「鍵使用・集中管理ファイル借入申出書（兼返却確認書）」から②担当課室長・③官房総務課の押印欄を削除し、②担当課室長については使用者が口頭やメールにより報告し、③官房総務課は申請書を受け取り保管しておくのみとする。（独法）
42	入居ビル休日用キーカード受領証・紛失届（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
43	機密性2情報移送・提供届出書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
44	テレワーク・リモートアクセス実施申請（書面・押印）	—	—	・提出のための申請フォームをグループウェア上に作成し、これにより申請することとした。
45	テレワーク・リモートアクセス実施結果報告（書面・押印）	—	—	・提出のための申請フォームをグループウェア上に作成し、これにより申請することとした。
46	例外措置の手続き（例外措置申請・終了報告書（書面・押印） （本来ならセキュリティポリシー上禁止されている行為を実施する際に事前に申請）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。 ・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。ただし最終的に役員決裁になるため、事前の説明は省略できない（オンラインで承認を得た実績あり）。（独法）
47	障害等の発生に関する報告書・申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
48	障害等の再発防止に関する報告書・申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
49	違反報告書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
50	約款による外部サービス利用申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
51	ソーシャルメディアサービスアカウント取得承認申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
52	保有機器等の持ち出し等について（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。貸出許可時のシスGの押印について、「新文書管理・決裁システムを利用」が考えられる。システム管理グループ決裁後の文書を原簿が印刷して携行する。（独法）
53	機器等の登録及び接続の手続きについて（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
54	メール転送に関する取り扱いについて（押印）	—	—	・新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。システム管理グループへの作業依頼は、システム操作・代行依頼に関する手続きの操作代行依頼に移行することも可能。（なお、原則許可しておらず、手続き事例もない。）（独法）
55	標準PCソフトウェア環境について（標準外ソフトウェア利用申請書兼許可書）（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
56	システム操作・代行依頼に関する手続きについて（押印）	—	—	・システム管理部局内の処理のため、緊急事態宣言以降、押印後回し。後日、押印版差替え。原簿内での承認プロセスについて、押印に代わるものとして「新文書管理・決裁システムを利用」が考えられ、外部とシステム管理部局とのプロセスは、「Redmineの活用」が考えられる。（独法）
57	要管理対策区域の入室手続き等（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
58	ユーザID登録削除申請書	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
59	ログインパスワード初期化依頼書	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
60	インストール依頼書	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
61	ファイル持出し許可申請（クローズドLAN）	—	—	・押印の廃止。
62	HP管理システムへのアカウント申請	—	—	・構内HP管理システムへのアカウント申請の押印を省略し、Eメールでも申請可能に変更。（独法）
63	省令・告示・訓令等の審査	—	—	・省令・告示・訓令等の審査について、原則、審査を希望する担当課からの電子ファイルによる資料提出とし、紙媒体の資料の提出は求めないこととした。
64	告示や官庁報告等の入稿	—	—	・告示や官庁報告等の入稿について、原則、電子入稿とし、国立印刷局への紙原稿の送付を不要とした。
65	各課等から官報掲載を依頼するために提出される官報掲載依頼票（押印）	—	—	・担当者、文書管理担当者及び文書管理者の押印を廃止し、官報掲載依頼票のデータに氏名を記入することで押印に代えることとする予定。
66	事務引継書への前任者・後任者の押印	—	—	・引継書への押印を省略する。
67	議事日程表の作成 【手続の内容】 翌週の委員会の開催予定を記した日程表を作成。日程案については、委員長、委員、事務総長及び総括審議官の承認を得ている	—	—	・押印を廃止。様式で定められている押印欄の廃止。（↑内部規定上は、「承認を得る」と定められているため、総長通達を改正しなくても、押印は廃止可能。ただし、課長通知は改正の必要あり）
68	講演・著述に係る申請（押印）	—	—	・押印を廃止するとともに、申請書・報告書の提出方法はメール送信でも可とする。
69	研究発表許可申請（押印）	—	—	・押印を省略し、Eメールによる申請と可能に変更。また、今後電子決裁システムへの移行を検討。（独法）
70	公印の発行・破棄の申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
71	発出公文（押印）	—	—	・発出文書の公印は、可能な限り公印省略とするように周知した。（独法）
72	公印印影・公印省略の活用（押印）	—	—	・公印印影の適用（証明書、内定通知書、在籍証明書、退職証明書、所内向けの発信文書等） ・公印省略（協定書）（独法）
73	文書管理システムの使用申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
74	公用車運行管理（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
75	供花弔電伺い（押印、現物）	—	—	・メールフォーム又は社内ポータル業務フローの利用による押印省略を検討。（独法）
76	電子決裁の拡大（押印）	—	—	・文書管理システムによらない（いわゆる紙決裁による）こととされている一部のもの（秘書等）を除き、大臣を含む最終決裁者まで電子決裁を実施するよう見直し。本見直しにより、従来紙決裁としていた政務三役等を最終決裁権者とする文書の決裁についても、電子決裁を実施。
77	起案・決裁（押印）	—	—	・BCP発動期間中、通常の手続が困難な場合は、電子メールにより決裁者の承認を得ることで、決裁を受けたこととしている。電子メールによる承認後、起案者は可能な限り速やかに起案文書を作成し、決裁者の押印を受けるとともに、電子メールの記録を添付し、意思決定のプロセスを残すようになっている。 今後は、出勤時・テレワーク時に関わらず、迅速かつ適正な起案・決裁手続を行えるように電子決裁システムを導入することを予定している。（独法）

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
78	決裁関係（押印）	—	—	・決裁に関してはメールにて関係者に展開のうえ承認いただいている。 （補足） 決裁順序がなく、一斉送信のため、課内及び部内で起案する内容は十分把握した上で行う。文書管理規程に定める手続（押印）等は、基本的には後日別途作成整理する。ウイルス等による情報流出の危険性もあるため、取り扱いには十分注意し、送る範囲も極力最小限のものに留意し運用。 書等の起案や決裁は、ポータルのスプレッドシートを活用し、決裁シートを関係者に共有、資料等についてはメールもしくはドライブを活用した関係者への送付を行い承認を頂いている。出勤時に押印していただいているため、省略はなっていない。（独法）
79	決裁関係（押印）	—	—	・立案決裁の電子化（現在紙に押印して回覧している立案を電子化予定。なお、オフィス外部からもアクセス可能）東京都で緊急事態宣言発令中に限り、立案（紙）原本を後日回覧する前提で、メールでの承認を認め、手続を迅速に進めるといった臨時措置を行っている。（独法）
80	決裁関係（押印）	—	—	・後日、改めて押印による決裁を行う前提で、メール本文に決裁を求める内容を記載するとともに、決裁文書（案）を添付ファイルで送付の上、メールでの決裁を行っている。（独法）
81	決裁関係（押印）	—	—	・紙で回付し、承認者および決裁者の押印を必要としていた原議書（決裁文書）および旅行命令書兼旅費申請書の決裁をメールで回付することとした。決裁は、承認者と合議者に同時にメール送信し、指摘事項を当該文書に反映したのち、決裁者へ承認者から承認を得ていることがわかるメール文書を添えて回付することとした。ファイリングは出勤時に行い、決裁がメールで行われたことを決裁文書の決裁欄付近にメモ書きをすることとした。（独法）
82	法人文書管理システムアクセス権付与申請書（職員以外用）（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
83	公印の電子印影表示届（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
84	自動車運行に係る事故報告書、運行指示書（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
85	自家用自動車許可申請（押印）	—	—	・押印を省略し、Eメールによる申請と可能に変更。また、今後電子決裁システムへの移行を検討。（独法）
86	コンプライアンス個別事案報告書（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
87	監事監査報告書等に関する対処方針・対応措置（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
88	消防計画に基づく自主検査表（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
89	その他情報システム利用に関連する申請様式	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
90	押印を求めている書類の見直し	—	—	・当省で実施している事業において、押印を求めている書類について、押印の必要性を検討し検討の結果、不要と判断されたものから、順次所要の見直しを行うとともに、検討中のものについても、速やかに結論を出すべく作業中。
91	書類手続のオンライン化	—	—	・安全保障輸出管理の手続の電子化、部内決裁、雇用契約書、在留資格等（独法）
92	他省庁からの調査依頼に対する回答案の提出に係る決裁権者による決裁	—	—	・電子メール上で決裁を得る。
93	本局への各種件数報告のための課内確認（下請課）	—	—	・書面による回覧及び押印の取りやめ。 【見直しの方法】 グループウェアを活用して課内をメンバーとする専用スレッドを作成し、そこに毎月の報告値を記載することにより、書面による回覧及び押印を省略したい。
94	業務関係書類の課内回覧	—	—	・書面による回覧を省略する。 【見直しの方法】 グループウェアを活用して支所長及び審査課をメンバーとする専用スレッドを作成し、そこに掲示することによって共有することとする。
95	外部に発出する通知書（案）の確認 【手続の内容】 外部に発出する通知書（案）を書面にて審査課内に回覧することにより、記載内容に不備等がないか確認する。	—	—	・書面による回覧を省略する。 【見直しの方法】 当該記載内容の確認は、当該確認と並行して行う電子決裁時の確認と重複するものであるため、今後は電子決裁時の確認のみとする。
96	登記情報システム等情報セキュリティ及び運用管理規程に基づく許可手続（押印）	—	—	・次回改定の際に見直し予定。
97	内部監査実施要領に基づく様式（内部監査結果確認書）内の署名	—	—	・電子決裁化により、署名の廃止。順次要領の改正を進める。
98	予防処置管理要領に基づく様式（予防処置報告書）内の押印	—	—	・電子決裁化により、署名の廃止。順次要領の改正を進める。
99	要改善事項及び是正処置管理要領に基づく様式（要改善事項管理報告書、是正処置報告書）内の押印	—	—	・電子決裁化により、押印の廃止。順次要領の改正を進める。要改善事項管理報告書については、試行を開始済み。
100	輸出管理チェックリスト	—	—	・押印の廃止。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
101	安全研究等に関する技術文書の査読	—	—	・押印の廃止。
102	臨時行囊発送依頼書の提出（原本）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で検討中。
103	封緘具取付作業依頼書の提出（原本）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で検討中。
104	クーリエ証明書作成依頼書の提出（原本）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で検討中。
105	公益法人等に対する会費支出承認申請（押印）	—	—	・押印を省略し、Eメールによる申請と可能に変更。また、今後電子決裁システムへの移行を検討。（独法）
106	他省庁主催研修に係る回答書（押印）	—	—	・回答先省庁へ確認の上、書面提出及び押印を廃止。
107	各種連絡会議の開催（対面）	—	—	・旅費業務効率化推進タスクフォースは一部会議を書面開催に切り替えを検討。
108	教育訓練項目免除判定及び記録交付用紙への記入等(押印・対面・書面)	—	—	・押印の廃止
109	教育訓練項目履修完了記録交付用紙への記入等(押印・書面)	—	—	・署名の廃止
110	研修所一時的立入り許可申請書(押印・書面)	—	—	・電子決裁化を検討